

第 2 5 回臨時会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成21年10月16日 開会

平成21年10月16日 閉会

南 部 町 議 会

第25回南部町議会 臨時会会議録目次

第 1 号（10月16日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	3
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	4
○ 提出議案提案理由の説明	4
○ 南部町議会常任委員会委員の選任	6
○ 南部町議会運営委員会委員の選任	8
○ 南部町議会図書室運営委員会委員の選任	9
○ 閉会中の継続調査の件	1 0
○ 議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0
○ 議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
○ 議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○ 議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
○ 議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
○ 議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
○ 閉会の宣告	3 1
○ 署名議員	3 3

第25回南部町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年10月16日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 選任第1号 南部町議会常任委員会委員の選任について
- 第 6 選任第2号 南部町議会運営委員会委員の選任について
- 第 7 選任第3号 南部町議会図書室運営委員会委員の選任について
- 第 8 閉会中の継続調査の件
- 第 9 議案第108号 工事請負契約の締結について(バーデハウス大規模改修工事)
- 第10 議案第109号 工事請負契約の締結について(南部公民館建築工事)
- 第11 議案第110号 工事請負契約の締結について(ふるさと運動公園道路整備工事)
- 第12 議案第111号 工事請負契約の締結について(南部町浄化センター機械設備工事)
- 第13 議案第112号 工事請負契約の締結について(南部町浄化センター電気設備工事)
- 第14 議案第113号 財産の取得について(ふるさと運動公園陸上競技場・サッカー場用器具)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君

13番 川守田 稔 君
15番 坂 本 正 紀 君
17番 佐々木 元 作 君
19番 西 塚 芳 弥 君

14番 工 藤 久 夫 君
16番 小笠原 義 弘 君
18番 東 寿 一 君
20番 佐々木 由 治 君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
財 政 課 長	小萩沢 孝 一 君	環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君
商工観光課長	大久保 均 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
社会教育課長	工 藤 重 行 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
主 事	秋 葉 真 悟		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は20人でございます。定足数に達しておりますので、これより第25回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時03分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から本臨時会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

本日招集されました第25回南部町議会臨時会の運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。本臨時会に付議されました事件は、町長提出議案6件でございます。その他案件といたしましては、各常任委員会、議会運営委員会、図書室運営委員会の各委員の選任がございます。

以上のことを踏まえ、本臨時会の会期は本日10月16日の1日といたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において12番立花寛子君、13番川守田稔君を指名いたします。

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日10月16日、1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

提出議案提案理由説明

○議長（小笠原義弘君） 本臨時会の上程は、各常任委員会、議会運営委員会、図書室運営委員会の委員の選任に、町長提出議案6件であります。日程により議題といたします。

日程第 4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 本日招集の第 25 回南部町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には、何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明の前に、この度の台風 18 号について報告させていただきます。

去る 10 月 8 日未明、愛知県に上陸した台風 18 号は、大型で強い勢力を保ったまま北上し、日本各地に暴風や大雨による様々な被害をもたらしました。

当町は、8 日の昼前には強風域に、同日夜には暴風域に入ったと思われ、断続的に強い雨と風に見舞われました。

町では、8 日、午前 10 時 28 分、三八上北地方に大雨・洪水警報が発令されたことを受け、台風情報の収集、災害状況の把握、被災した場合の対応準備、関係機関との連絡調整などを進めるため、午前 10 時 30 分に「台風 18 号南部町災害警戒本部」を設置し、全職員及び消防団員 308 名が警戒態勢に入りました。

午後からは、パトロールによる災害状況の把握を進める一方、夕方からは、水害、土砂災害の恐れのある名川地区と南部地区に避難所を 9 箇所開設し自主避難を呼び掛けるなど、警戒態勢をさらに強化したところであります。

台風 18 号は、当初の見込みより東よりの進路を北上したため、当町は甚大な被害を免れましたが、突風により転倒した女性が圧迫骨折する人的被害が出たほか、倒木による断線で鳥舌内方面において 640 世帯という大規模な停電の発生や、民家の一部損壊などが報告されました。また、小規模な土砂崩れや倒木により一部町道において交通障害などが数件発生しましたが、これらは、間もなく復旧しております。

翌 9 日には、朝から町内の被災状況を改めて調査いたしました。特に大きな災害の発生は確認されず、農作物につきましても、所によっては若干のリンゴの落下や稲が倒れる被害が見受けられたものの、大きな被害はなかったとの報告を受け、9 日、午前 11 時に開催した第 4 回災害警戒本部会議をもって警戒態勢の解除及び本部の解散を決定したところであります。

この度の台風による被害は大きなものではありませんでしたが、ケガをされた方、家屋や農作物に被害を受けた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復、復旧をお祈り申し上げる次第であります。

さて、去る 10 月 4 日、町では大規模な地震災害を想定した総合防災訓練を実施いたしました。

訓練には、町内の自主防災組織や日赤奉仕団、県立名久井農業高校、消防団など多くの町民の皆様にご参加いただいたほか、消防署、警察署、自衛隊、水道企業団、N T T などの関係機関に

もご協力をいただきました。この度の台風の接近は、防災訓練を行った直後のことでもあり、町災害警戒本部での対応や関係機関との連絡など、訓練の成果が何らかの形で役立ったものと感じております。

最近、海外において大規模な地震や津波による被害が頻発していることも踏まえ、今後とも常日頃の訓練と有事への備えを怠りなく、地域防災力の一層の向上に努めて参る所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件についてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

議案第 108 号から議案第 112 号までは、工事請負契約の締結に関する議案でございます。

議案第 108 号は、南部町健康増進センターバーデハウスの大規模改修工事。

議案第 109 号は、取り壊し後、建設準備を進めておりました南部公民館の建築工事。

議案第 110 号は、整備を進めておりますふるさと運動公園の道路整備工事。

議案第 111 号及び議案第 112 号は、公共下水道南部町浄化センターの機械設備工事及び電気設備工事。

以上、5 件の工事請負契約の締結に関し、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 113 号、財産の取得についてであります。ふるさと運動公園において、陸上競技及びサッカー競技に使用する器具等を購入する契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の内容でありますので、議員各位には、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

南部町議会常任委員会委員の選任

○議長（小笠原義弘君） 日程第 5、選任第 1 号、南部町議会常任委員会委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により議長が会議に諮って指名する

ことになっております。

これより指名いたします。総務企画常任委員会には、3番、沼畑俊一君、5番、松本陽一君、9番、佐々木勝見君、15番、坂本正紀君、19番、西塚芳弥君、20番、佐々木由治君、以上6人です。産業建設常任委員会には、1番、工藤正孝君、4番、根市勲君、6番、河門前正彦君、7番、川井健雄君、13番、川守田稔君、14番、工藤久夫君、16番、小笠原義弘、以上7人です。教育民生常任委員会には、2番、夏堀文孝君、8番、中村善一君、10番、工藤幸子君、11番、馬場又彦君、12番、立花寛子君、17番、佐々木元作君、18番、東寿一君、以上7人をそれぞれ指名いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会に選任することに決定いたしました。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって各常任委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

(午前10時15分)

.....

○議長(小笠原義弘君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時30分)

.....

○議長(小笠原義弘君) ただいま、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されました。その結果を報告いたします。

総務企画常任委員会には、委員長に坂本正紀君、副委員長に佐々木勝見君。産業建設常任委員会には、委員長に河門前正彦君、副委員長に川井健雄君。教育民生常任委員会には、委員長に工藤幸子君、副委員長に馬場又彦君、以上のとおり決定いたしました。

南部町議会運営委員会委員の選任

○議長（小笠原義弘君） 日程第6、選任第2号、南部町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

これより指名いたします。議会運営委員には、6番、河門前正彦君、7番、川井健雄君、10番、工藤幸子君、18番、東寿一君、19番、西塚芳弥君、20番、佐々木由治君、以上6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって議会運営委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

（午前10時32分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時36分）

○議長（小笠原義弘君） ただいま、議会運営委員会において委員長及び副委員長が互選されました。その結果を報告いたします。

議会運営委員長には東寿一君、副委員長には川井健雄君に決定いたしました。

南部町議会図書室運営委員会委員の選任

○議長（小笠原義弘君） 日程第7、選任第3号、南部町議会図書室運営委員会委員の選任を行います。

図書室運営委員の選任については、図書室設置条例第4条第1項の規定により議長が選任することになっております。

お諮りいたします。図書室運営委員には、5番、松本陽一君、9番、佐々木勝見君、10番、工藤幸子君、12番、立花寛子君、13番、川守田稔君、14番、工藤久夫君、以上6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました6人の諸君を図書室運営委員に選任することに決しました。

なお、図書室運営委員会は、議会広報編集委員を兼任するものであります。

図書室運営委員会の委員長及び副委員長は、図書室設置条例第4条第1項の規定により委員会において互選することになっております。

ここで、委員長及び副委員長の互選を行うため、本席から口頭をもって図書室運営委員会を招集いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

（午前10時38分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時43分）

○議長（小笠原義弘君） ただいま、図書室運営委員会において委員長及び副委員長が互選され

ました。その結果を報告いたします。

図書室運営委員長には立花寛子君、副委員長には松本陽一君に決定いたしました。

閉会中の継続調査の件

○議長(小笠原義弘君) 日程第8、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件はお手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第9、議案第108号、工事請負契約の締結について(バーデハウス大規模改修工事)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 議案第108号でございます。工事請負契約の締結について。バーデハウス大規模改修工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。工事の表示でございますが(1)名称、バーデハウス大規模改修工事。(2)場所、南部町大字苦米地地内。請負代金、1億4,437万5,000円、税込みでございます。契約の相手方、南部町大字苦米地字白山堂18-1、株式会社夏堀組、代表取締役、夏堀嘉一郎。

工事の概要につきましてはバーデゾーンの改修工事、カーテンオールの改修、屋内プールの天井の張り替えと、また、機械の改修、電気、設備等でございます。

工期につきましては契約成立後、平成22年3月19日までとなっております。

今回のバーデハウス大規模改修工事につきましては、指名競争入札で実施いたしまして、10社を指名いたしました。落札いたしました夏堀組は予定価格1億4,199万9,000円に対し、落札額1億3,750万円。落札率は96.8%でございました。他の業者の落札額につきましてはちょっと読み上げさせていただきますが、松本工務店が1億3,930万円、石橋工業1億4,100万円、米内新建設1億4,070万円、山田建設1億3,770万円、四戸興業1億4,100万円、工藤建設工業1億4,100万円、夏堀工務店1億4,080万円、西塚建設工業1億3,918万円、助川建設1億3,800万円というような状況でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 私はこの議案についていろいろ疑問に思う点があるんですね。それで、疑問点をちょっと質問とか答弁を議事録に残したいと、そういう思いで質問させていただきます。

なるべくゆっくりはつきりわかるように伺いますから、答弁もそのようにお願いします。

まずこの入札ですが、建設業法という法律がございまして、その基準から考えれば今回のバーデハウス大規模改修工事っていうのは、予定価格が消費税を除いて約1億4,200万ぐらいですからかなり高い金額です。

それで、業者選定の際には建設業法からいきますと、特定建設業の許可を受けた業者であるという必要があるはずでございます。特定建設業の許可は、発注者から直接請け負った工事について建築一式工事では4,500万以上、その他の工事では3,000万以上の工事を下請けに発注する建設業者が取得しなければならないと定められております。また、建築一式工事は請負金額が5,000万以上で且つ、下請け工事総額が4,500万以上、その他の工事では2,500万以上の工事であり、下請け工事総額が3,000万以上の工事を請け負う場合、公共性のある工作物に関する重要な工事であれば専任の監理技術者の配置が必要であり、さらに国、地方自治体等の発注工事であれば、監理技術者資格者証を持つ専任の監理技術者を工事ごとに配置しなければなりません。また、専任の技術者、主任技術者、監理技術者、それぞれに細かい条件、制約が付加されており確実な工事施工のために恒常的な雇用関係にあることも必要とされています。そのため、国や県や地方公共団体によっては取り扱いに多少の違いがあっても、専任の技術者の確認書類で必要な資格の合格証

明書とか免許証とか認定証などの提出や常勤を確認する書類として、住民票、健康保険者証、雇用保険被保険資格取得確認通知書、源泉徴収簿、賃金台帳などを確認することが義務付けられているようであります。

以上の点を考えて、町では今回指名業者選定をしたと思って、私は今回町内10社のことを調べてみましたが、残念なことに今回町で指名した大半の業者は、先ほど私が説明した必要な条件を満たしてはおりません。また、今回落札した業者も特定建設業は取得していますが、公共性のある工作物に関する重要な建築工事のため専任の監理技術者を置く必要があり、営業所における専任の技術者が兼務できないこととなっており、資格者が一人だけ登録されているので条件はクリアしていないと思います。

なぜ、町は建設業法の条件を満たさない業者を入札に参加させたのか。また、必要な条件をクリアできない業者の落札の承認を今回の議会に求めるのか。指名業者選定から現在までの事務的な経過、プロセスを説明していただきたいと思います。

また、今回私の意見とか注意を無視して工事を進めて、万が一不具合が生じた場合の責任は、町ではどのように考えているのか、答弁をお願いします。

私は、入札の執行については町は建設業法あるいは、公共工事品質確保法などの法律の遵守の上、町民からも業界からも納得のいくやり方が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

また、今回の入札や今までの入札を振り返って思うことは、南部町の公共工事の基本的な方針、指針を定めていないのが一番の問題だと思います。今さら私が言うまでもなく公共工事や町の物品購入は、誰でも参加したいし受注したい仕事だと思います。今までの指名方法、落札決定のプロセスをみる限り、すべてが納得いく結果でしょうか。私は、誰が見ても「変だ。」「おかしい、これではちょっと納得できない。」そう思われる入札結果はできるだけ減らすためにも新たなルールを作る必要があると思いますが、町ではどのような見解を持っておられるのか答弁をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 特定建設業者に今回のあれは資格に該当する業者はないのではないということと、指針を定めていないことが問題ではないのかと。今後、ルールを作るべきではないのかというこの3点が質問の大きな趣旨かなというふうに思います。工藤議員さんが今お調べになった結果、今回の10社はこういう資格はクリアしていないのではないかとということでご

ざいました。

今回のこの10社に関しましては、建築ということで指名願いを受け付けてございまして、指名審査会におきまして1億超えているものでございますから、こういう町内の10社ということで確定したものでございまして、当然、こういう工事がやれるということで指名をいたしたところでございます。

指針を定めていないのは問題ではないかということでございますけども、工藤議員さんからはこれまでも入札に関しましては、いろいろご指摘等もいただいておりますが、基本的には今ご承知のように公共事業は減っている段階の中で、やはり地元の業者を優先していくべきではないかというようなある程度の基本方針はございます。ルール作りに関しましては今後とも機会を見て、議員の皆様方からもご指導を賜りながらいろいろ基本的には、指名競争入札、一般競争入札等も含めながら「どうやっていけば一番いい方向があるのか。」というのも含めて、これからも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） 今の答えて、これを可決するっていうのは非常に問題がある。私は納得できない部分だと思うんですね。やはりその建設業法っていうのをきちんと遵守して入札を行うっていうのは、ちゃんとメモしておいてくださいよ。地方自治法の234条、契約というところを見ればどういうことがうたっているか。地方自治法施行令の167条6項、7項。どういうことがうたっているかその辺をよく読んで指名に間違いがあったとすれば、間違ったままやっていいという考えなのか、どうなのか。もう少し時間をかけてもいいですから検討の上、ちゃんと答えをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 検討の上、回答したいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） 検討の上、回答したいということですが、回答が出るまではこの可決、議決はするべきではないと思うのが私の考えなんです。だっておかしいっていうのを思いつつ、「契約をさせてください。」っていう方が道理からいけばおかしいんじゃないかな。そう思いませんか。だってそういう建設業法とか、公共工事の品質確保法っていう法律があるわけですから、それを遵守しなければならないというのが自治体の基本的なやり方だと思うんですよ。それを無視して、今「契約を承認してください。」という方が私は無理だと思うんですけども、その辺はどう考えておりますか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 特定建設事業の方の資格をどこまで今回の工事内容に該当させていくかということにつきましては、今回につきましては、この10社で工事ができるということで今回指名したものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○13番（川守田稔君） 工藤議員の質問に関連して、同じ内容について質問したいと思うんですが、工藤議員はよく資料も調べられて、内容を把握されて質問したようですけれども、私はそこまで把握しておらんのですけれども、工藤議員の質問に対しての答えとしては、答えになってないと私は思います。こういった場合は、ちゃんと質問のポイントに対して答弁をするっていうことが議会のあり方だと思うんですが、それができない議会の進行というのは議長は、このまま続けるわけですか。それは感想までですので、ちゃんと答えを聞かせていただきたいと思うんです。入札に関してそういう法律的な背景だとか、そういったのが詳しくあるっていうのが私もよくわかりません。ですから、その法律に照らし合わせて適当であるのか、ないのかということをやちゃんと答弁していただきたいと思います。援護射撃ではないのですが、素朴な感想として私も要望したいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 川守田稔議員さんにお答えします。

ポイントをついた答弁がなされていないのではないかとということでございましたが、ご指摘については、今後、充分答弁できるような感覚で対応したいと思います。

今回のこの工事に関しましては、やはり、再三のべましたように、審査委員会におきまして指名願いが出ている業者ということで選定したものでございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 私が聞きたいのは、指名審査会が通った通らないというのはこの町の内部の問題です。町が建設業法という法律を無視して発注する、指名する。考慮に入れなかったということは事実だと思うんですよ。それに対して、法を犯してもこの入札を契約して進めたいのか、もう一回やり直すのか、はっきりした答えをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 今回の入札に関しましては、正規な手続きで進めたというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） そうしますと、これは10社の指名業者を選定、決定したのは、町内の業者を応援するというか、仕事を回すということだけだったのか。その決定した根拠をもっとはつきりしていただきたいですし、条件付きでもそうでなくても、一般競争入札にならなかった理由はということだったのか。また、先ほど改修工事の内容もお話しされたようですけれども、もう少し詳しくその工事内容をお聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 工事内容につきましては担当課長から答弁いたしますが、この10社

にしましては当町で指名願いが出ている業者で、この工事に対応できるということで指名したものでございます。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 工事内容ということですけど、財政課長のほうからも概要等は説明しておりますけど、バーデゾーンと言われます屋内プールの中の南側の面の窓ガラス等ですけど、鉄骨が腐食していきまして、今の状況でいきますと危険な状況であるということで、専門用語でカーテンオールと言いますがその部分の改修、あと、同じ屋内プールの天井板が張っておりますけど、その支えているボルトのちょうど支え部分が腐食しているのと、耐震によります横ぶれ防止が付いていないと、これは当初作った時はそういう必要がなかったんですけど、今は必要であるということ、天井が落ちる可能性も考えられるということ、その改修工事です。

また、屋内にありますウォータースライダーの信号機が腐食して、今つかないような状況であると。それとあと、屋根の防水工事等を改修するのと、同じ中でありますけども防火扉の修理、これは火災等があった時に防火扉が通常どおり動かない可能性があるということでそれらをやると。また、機械室の機械、ポンプとか送風機、空調等が腐食等によって故障がちであるということで、それらを改修するものであります。

あと、滅菌装置といいまして、プールの水を菌が入らないようにするための装置の機械がありますけども、それらを改修すると。

あとは、プールの換気等を行うと。これは保健所の方から前に指摘がありまして、それらを改修するものであります。

内容は以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 何回も聞くんですけども、その指名審査会の結論が決めたことだからってということで逃げようとしてるわけですけども、この建設業法っていう法律を守る方が優先だと私は思って聞いているわけですよ。指名審査会の会長として今のこの結果は反省すべき点があると思うんですよ。私は、前にも景気対策だから地元の雇用も大事だから、そういう場合は議会に事前に説明して、納得した上で進めれば良いと言うけども、一切そういうことがないじゃないで

すか。つまり、指名審査会で決めれば法律を破ってもいいという解釈でやろうと言うんだったら、それはいいんですよ。この町は、無法を認めるということになるんですよ。そこをちゃんとしないと、悔いが残ると思うんですよ。私はそこをただしたいんですよ。だからちゃんと答えてほしい。そして、その上で間違ったなら間違ったなりに「じゃあどうしたらいいか。」と聞くのが筋じゃないですか。神様じゃないんだから、人間迷うことも間違うこともあると思うんですよ。ただ、やっぱり建設業法とかそういう法律は、ここの町の条例とか審査会で決めたことよりもはるかに重要なはずですよ。その辺をどう解釈しているのか明確に議事録に残したいと思って、私は聞いているんです。そうしないと、この間、東北町でも監査請求がありました。この町にもあったようですけども。そういうことが出された時に、また問題になるんですよ。そこをどう考えているか、明確に議事録に私は残したいと思って聞いてますから、明確な答えをお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 坂本君。

○15番（坂本正紀君） 休憩をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） いいですか。では暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

.....

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時12分）

.....

○議長（小笠原義弘君） 財政課長から答弁をお願いします。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 先ほどの議案第108号につきまして、建設業法に違反しているのではないかとございしましたが、ちょっと時間をお借りしまして精査いたしました。

バーデハウス大規模改修工事につきましては、建設業法に定める内容に合致しているということで指名の方もさせていただいたものでございます。

内容的には、一般建設業者で可能だということでございます。

また、主任技術者等につきましても5,000万以上の本体工事、元請工事であれば今回の指名に関しましては、業者につきましては主任技術者等も対応できるという内容でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 一応確認したいんですが、営業の監理技術者と現場の専任の技術者というのは同一ではまずいんじゃないのかなと思いますが、その辺はどういう見解でしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） あくまでも専任だということで建設業法ではうたってございます。以上です。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） これは私ももうちょっと調べて、勉強した上であれとして。

もう一つ、このさっき聞いた地方自治法の234条、あるいは地方自治法施行令の167条、これにうたっている入札の基準でございますが、指名競争入札に付することができる場合のと、原則は「一般でやりなさい。」ということがあるわけですが、その辺が私から見れば、今まで非常にあいまいに発注者の都合がいいような解釈で行われてきたというふうに解釈される発注方法で来たと思うんですが、その辺についてどのような見解をお持ちか、お答え願います。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） ご指摘のとおり地方自治法等では、基本的には一般競争入札ということで法令があるわけですが、その中でも指名競争入札ができるというふうにされてございまして、当町の場合は一般競争入札も絶対やらないわけではないと。常に、一般競争入札ということではございませんでしたし、今までの実績もそういうことでありますが、何回か申し上げてるとおり、ある程度地元業者へというふうな優先的な指名っていうことも考えてございますので、

その辺は工事の内容、設計額等々によりまして指名あるいは一般競争というふうなことで、指名審査会で協議して進めてきていることでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） やはり、その一つの基準というかスタンダードを決めないから仮に公正な入札をやっても、いろんな不平とか不満とか「あれどばり取ってわさ来ねえ。」とか、そういうのが残ると思うんですよね。だからそういう、誰が見ても「こういう基準でやっています。」という条例なり基準を作るということが、まず行政として大事なことだと思うんですけども、その辺についてどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 先ほど最初の答弁でもちょっと申し上げましたが、工藤議員がおっしゃるとおりでその指針というものをもう少し具体化した方がいいのではないかということも、私たちも常々ちょっとは思っています。それに関しましては、議員の皆様方とも事前に相談をしながら進めていきたいというふうに思っています。

基本的に工事発注が少なくなる中で、やはり地元、地元でいいのか、やはり広く一般競争入札というようなことでやっていくのか、ということのおっしゃるとおりのその基準というんですか、そういうようなことも議員の皆様方と協議というんですか、研究を進めていきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） いただいた資料の内容はわかりました。ありがとうございました。

ただ気になるのは、午前中に指摘を受けたことに対して、その場でこういった回答ができないのは一体どういうことなんだろうという疑問が残るんですよ。たまたまこういう資料を集めて、つじつまが合ったような印象を持ってしまうんですね。

入札審査会のあり方のようなものっていうのが、もっと法に照らし合わせて粛々と進むような

先ほども工藤議員の質問にお答えのようですが、もっと違った角度からものを見る必要が果たしてないのかなと。例えば、1億4,000万というまとまった規模の工事を一度に発注するという以外に、もっとハードルを下げたら一つ一つの工事というのをもっと広く、いろんな業者の方に振り分けることができたりもすると思うんですよ。そういうふうなスタンスで仕事を発注していくということのほうが、実は町のためになったりするんじゃないのかなと考えるんですが、そういったところのものの考え方とか、その必要に応じての基準作りというのはどのようにお考えか、ご答弁いただきたい。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） まず最初に、午前中の質問に対してクリアにピンポイントで答弁できなかったというのは、まったく私も不徳といたすところでございまして、少し建設業法に関しまして詳しい点をいろいろご説明できなかったことに対しましては、お詫び申し上げたいと思います。

また、今後の発注のあり方、一括ではなくてというふうなことにしましては工事内容等々も含めながら、内容を吟味しながら分けたほうがいいものは、分けていくというふうなことで進めてまいりたいと思ってございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第108号、工事請負契約の締結について（バーデハウス大規模改修工事）について討論を行います。

多くの疑問が残る内容の入札となっております。すっきりした形の入札でなければ、町民の理解は得られないものと考え反対するものでありますし、指名競争入札の入札のやり方自体に多くの疑問が残るやり方ではないでしょうか。

この改善を求め、反対の理由とし、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第108号は原案どおり可決されました。

議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第10、議案第109号、工事請負契約の締結について(南部公民館建築工事)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 議案第109号、工事請負契約の締結について。南部公民館建築工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。工事の表示、名称、南部公民館建築工事。場所、南部町大字沖田面地内。請負代金、6,111万円。契約の相手方、南部町大字上名久井字外ノ沢10-2、株式会社松本工務店、代表取締役、松本保築でございます。

当該建物は、鉄骨、外壁等は木造でございますが、中身は鉄骨が入っております。平屋で準耐火構造、建築面積は543.33平方メートルでございます。工期は契約の日から平成22年3月15日までとなっております。

南部公民館建築工事につきましては、指名競争入札により9社において入札を実施し、落札した松本工務店につきましては予定価格6,002万8,000円に対し、落札額5,820万円、落札率は97.0%でございました。松本工務店以外の入札額につきましては、石橋工業が5,980万円、米内新建設が5,940万円、山田建設が5,970万円、四戸興業が5,970万円、工藤建設工業が5,950万円、夏堀工務店が5,970万円、西塚建設工業が5,883万円、助川建設が5,860万円でございました。

以上のような状況でございます。終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。
質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第109号についての討論を行います。

指名業者の選定など問題の多い入札状況になっており、賛成できる状況ではありません。指名競争入札など入札のやり方の改善を求めて、反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第109号は原案どおり可決されました。

議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、議案第110号、工事請負契約の締結について(ふるさと運動公園道路整備工事)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 議案第110号でございます。

工事請負契約の締結について。ふるさと運動公園道路整備工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。工事の表示、名称、ふるさと運動公園道路整備工事。場所、南部町大字上名久井地内。請負代金、6,294万7,500円。契約の相手方、南部町大字剣吉字上町28、山田建設株式会社、代表取締役、山田輝男。

名川中学校正面の道路でございまして、延長は250メートル。幅は車道、歩道、直線部分を含めまして14.5メートルでございます。

工期は、契約の日から平成22年3月15日までとなっております。

ふるさと運動公園道路整備工事は、指名競争入札により6社が入札を行いました。落札した山田建設は予定価格6,366万6,000円に対し、落札額5,995万で落札率は94.2%でございました。山田建設以外の入札額に関しましては、夏堀組が6,298万円、松本工務店が6,190万円、工藤建設工業が6,270万円、宮川工業が6,240万円、宮本農機が6,241万円となっております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第110号についての討論を行います。

指名業者の選定など問題の多い入札内容になっており、賛成できる状況ではありません。指名競争入札の改善など住民に理解される入札を行うように改善を求め、反対討論とするものです。

反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第110号は原案どおり可決されました。

議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第12、議案第111号、工事請負契約の締結について(南部町浄化センター機械設備工事)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小萩沢孝一君) 議案第111号でございます。

工事請負契約の締結について。南部町公共下水道事業における南部町浄化センター機械設備工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。工事の表示、名称、南部町浄化センター機械設備工事。場所、南部町大字沖田面地内。請負代金、2億3,604万円。契約の相手方、宮城県仙台市青葉区国分町二丁目14-18、株式会社フジタ東北支店、執行役員支店長、岩佐龍也。

今回の設備工事に関しましては、南部地区公共下水道整備事業の一環として浄化センターに浄化処理装置を設備する工事でございます。当町の処理場の処理方式は県内でも初となる処理方式でございます。専門的な工事であるということから、実績のある業者であること条件とし、広く入札に参加してもらいたいということから、条件付き一般競争入札により実施したものでございます。

当初は7社の参加でございましたが、2社が辞退となり5社で入札を行ったものであります。

落札いたしましたフジタ東北支店につきましては、予定価格3億6,086万4,000円に対し、落札額2億2,480万円で落札率は62.3%で落札したものでございます。そのほかの業者に関しまして

は、前澤工業東北支店は3億2,500万円、西原環境テクノロジー東北支店は3億1,500万円、荏原実業北東北支社は3億5,100万円、ダイキアクシス東北支店は2億9,000万円でした。

入札率が低率ということでございました。次の議案にも関連いたしますが、低率な入札ということで一応、フジタ東北支店のほうからは低率で入札できた理由等々について確認をしております、「自社の努力事項で実施できる。」ということで一筆もらってございますので、当町いたしましては落札率が低くございましたが、フジタ東北支店ということで契約をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 指名理由に条件付一般競争入札のため、入札参加希望者の書類審査による選考としたとありますが、入札参加希望者は何社だったのでしょうか。

そして、結果的には7社となったのですが、その選んだ基準、いわゆる書類審査というものはどういうことを行ったのでしょうか。

次に、条件付一般競争入札の条件とはどのような内容のものなのか、第一点、お聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 参加申込が何社あったのかと申しますと、少々お待ちください。機械設備工事に関しましては7社ございまして、これは途中、辞退ということが2社でございました。電気のほうは次でございますので、条件付ということでございましてどういう条件だったのかということでございまして、基本的には一般競争入札の場合の一般的な参加資格がございまして、大きなものは指名願いを出している業者ということでございまして。あとは、指名停止がかかっていない業者ということでございまして。あとは、細かく言いますと対象工事ごとに定める基準を満たす主任技術者、監理技術者を配置できるということと、今回に関しましては実績のある業者ということで条件を付けてございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） それまでの書類審査の内容ということになるのでしょうか。

その次に、辞退した業者が2社出ているわけですが、どのような理由であったのか各社ごとに説明をお願いします。

また、先ほど希望参加社は7社ということでしたけれども、7社だけの希望だったのか、その点をもう一度ご確認します。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 先ほどの書類審査ということでございますが、先ほど事前に基本的に一番確認するところは実績等々でございます。また、指名停止を受けていないかとか、そういうことを事前に調査してございます。

また、申し込みは7社でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤君。

○14番（工藤久夫君） 特殊な処理方式だという先ほどの説明でしたけども、一般的な方法と特殊な方法ではどこが違うのか、簡単に説明をお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 今回の処理方式は今まで町内にございます集排の処理方式とは異なりまして、嫌気好気の処理ということでございます。

まず、空気、酸素でバクテリアを処理していくというか、バクテリア処理を行うわけで、菌の中には空気を嫌う菌もございます。空気がないほうが活発に活動をするという菌もございます。ですが、今回のこの方式は両方、嫌気と好気のバクテリアでもって処理すると。そのメリットは何かと申しますと、汚泥が少なくなるということに基づいてこの嫌気好気を選んで実施してござ

います。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、議案第112号、工事請負契約の締結について(南部町浄化センター電気設備工事)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 議案第112号でございます。

工事請負契約の締結について。南部町公共下水道事業における南部町浄化センター電気設備工事の請負契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。工事の表示、名称、南部町浄化センター電気設備工事。場所、南部町大字沖田面地内。請負代金、1億2,495万円。契約の相手方、宮城県仙台市青葉区本町二丁目1-29、株式会社東芝東北支社、支社長、田崎茂。

この電気設備工事に関しましても、機械設備と同様の考えから条件付一般競争入札として実施したものでございまして、当初は12社の参加でございましたが、1社辞退となり11社の入札で実施したものでございます。

落札した東芝東北支社につきましては、予定価格 2 億 8,666 万 7,000 円に対し、落札額 1 億 1,900 万円、落札率 41.5% でございました。このほかの各社の入札額につきましては、ユアテック八戸営業所は 1 億 7,960 万円、メタウォーター株式会社東北営業部が 1 億 6,200 万円、産電工業青森営業所が 1 億 3,800 万円、栗原工業青森営業所が 1 億 3,860 万円、三菱電機プラントエンジニアリング東日本本部東北支社が 1 億 5,500 万円、高岳製作所東北支社が 1 億 3,700 万円、向洋電気青森営業所が 1 億 4,259 万 9,000 円、きんでん東北支社 1 億 5,800 万円、荏原実業北東北支社 1 億 5,450 万円、山武東北支店が 1 億 4,061 万 7,000 円という状況でございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今回は12社の指名をしたわけですが、先ほどと同じように入札参加希望社は、何社だったのでしょうか。そして、書類審査など、どのような内容をお調べになり、条件付一般競争入札のその条件とはどのようなことを指してお調べになったのか、まずお聞きいたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 参加申込は、当初は20社でございました。そのうち、書類を精査させていただきまして、条件の中で一年以内に当町の定める同様の電気工事等を実績があるかということに関しまして、4社がその実績に該当しなかったということで、今回16社ということでございましたが、そのうち、事前に入札前に4社が辞退してございますので入札時点では1社となりましたが、その前に該当する業者につきましても4社が条件に合っていたんですが、その入札前に辞退するというので合計12社と1社辞退ということで、11社ということでございました。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 1社辞退した理由は何だったのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） このような大きな事業に関しましては、辞退等の理由をいちいちと申しますか、今回は確認してございません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第14、議案第113号、財産の取得について(ふるさと運動公園陸上競技場・サッカー場用器具)を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 議案第113号でございます。

財産の取得について。ふるさと運動公園陸上競技場・サッカー場用器具の購入契約を締結するため、議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。物品の表示、品名、ふるさと運動公園陸上競技場・サッカー場用器具。納入場所、南部町大字上名久井地内。売買代金、2,724万7,137円。契約の相手方、三戸

郡五戸町字下大町21 - 1。有限会社マツオスポーツ、代表取締役、松尾浩。

納入期限は、契約の日から平成22年3月12日まででございまして、内容等に関しましては、陸上競技ができる用具全般と申しますか、額が大きなものは幅飛びとか高跳び、棒高跳び用のマット、表彰台、審判台、ハードル等。また、写真判定機なども含めまして63種類、69品目でございます。

落札いたしましたマツオスポーツは、予定価格2,651万7,440円に対し、落札額は2,594万9,655で落札率は97%でございました。

今回のこの物品の入札に関しましては、マツオスポーツ以外に関しましては、三新スポーツは2,836万7,370円、タケダスポーツ下田店が3,090万円で両業者とも予定価格を上回っており失格ということで、タカシマスポーツ、カネマススポーツということに関しましては辞退ということで、マツオスポーツが落札というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） これは指名競争入札だと思いますが、そのほかのスポーツ会社などには声をかけなかったのか。もう少し、10社ぐらいとか七、八社とかで入札するべきではなかったのでしょうか。この点はどのように考えておられますか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（小萩沢孝一君） 基本的に当町に指名願いを出している業者につきましてはこの5社のみでございましたので、5社で指名をいたしましたものでございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 第25回南部町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきまして、議会常任委員会、議会運営委員会及び議会図書室運営委員会に選任されました議員におかれましては、それぞれに所管される事項に関し、専門的な立場から町当局に対しご指導いただきますようお願い申し上げます。

また、本日、提出いたしました議案につきましては、慎重審議の上、全議案とも原案のとおりご議決を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

入札執行に関しましては、議案審議の中で議員各位より賜りました貴重なご意見を参考にし、効率的な事業推進のため、公平・透明な入札が実施できるよう、今後とも常に研究を重ね、機会を見ながら議員の皆様と一緒に勉強会も開催していきたいと思っております。

さて、本日議決をいただきました、ふるさと運動公園の工事、器具購入の契約につきましては、工事が順調に進みますと、来年度から三戸郡内唯一の全天候型400メートルトラックを有し、サッカー場、野球場を併せ持つ、総合的な運動公園として共用されることとなり、各種大会の開催が可能になるほか、町内のスポーツ振興と住民の皆様の健康増進に資するものと考えております。

同じく、本日議決をいただきました南部公民館の建築工事につきましても、工期を来年3月としており、工事が順調に進みますと、来年度から使用できる予定となっております。

新しい公民館は、以前の建物と比べますと小さい施設ではありますが、周辺の町民体育館やほ

たんの里と複合的に利用することにより、生涯学習や地域コミュニティの拠点施設として、有効にご活用いただけるものと考えております。

今後は、関係団体や住民の皆様のご意見を伺いながら、これら施設の効率的な管理運営、有効な利活用の方法について検討するほか、ソフト事業の充実に努めて参る所存であります。

さて、平成21年も10月半ばとなり、町では来年度の予算編成に取りかかる時期ではありますが、政府における新年度予算の姿が見えてこないため、町としての予算編成方針も未だ定まっていない状況であります。

しかし、国における地方行財政制度の改変等があったとしても、地域住民の生活に多大な影響が生じないように努めることを基本に、国、県の動向に注意しながら、徐々に予算編成作業を進めて参りたいと考えておりますので、議員各位の更なるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本臨時会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） これで第25回南部町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 3 時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 立 花 寛 子

署 名 議 員 川守田 稔